

贈賄防止デューデリジェンスのススmer逃れ得ぬ時代の趨勢

～国際コンプライアンスにおける法的要請と法的義務化にいかに対応するか～

あべはるひ

講師

安部立飛 氏

弁護士法人西村あさひ法律事務所
弁護士 ニューヨーク州・マサチューセッツ州弁護士

販売期間 2026年5月31日（日）まで

（2026年3月13日（金）収録：約2時間）

■このセミナーは収録したセミナーを動画配信でご視聴いただけます。視聴期間は2週間です。

■参加費をお振込みいただいた後に、配信ページ URL とログイン情報をメールでお送りします。

営業活動における接待や贈答は、社会的儀礼として一般的に行われています。しかし、その裏には贈賄リスクが常に潜んでいます。自社従業員による営業活動であれば、国内外の贈賄規制を踏まえた社内ルールで一定のリスク管理が可能です。

ところが、第三者が関与する場合、そのリスク管理は格段に難しくなります。取引形態や資金の流れ次第では、当局から共犯関係を指摘される可能性もあります。実際、摘発されている贈賄の多くは共犯事案です。また、摘発に至らなくとも調査や報道によって企業の信頼性やブランド価値が深刻に損なわれる恐れが多分にあります。

さらに、M&Aによる企業買収では、対象企業の過去の贈賄行為が後から発覚し、買収企業が責任を問われる事例も少なくありません。まさに「獅子身中の虫」を抱え込むリスクです。

加えて、国際的な贈賄規制は今、かつてないほど厳格化しています。米国FCPAをはじめ、各国の法令は第三者を通じた贈賄やM&Aによる承継にも適用範囲を広げています。企業グループ全体での贈賄リスク管理は、もはや任意ではなく、国際的に求められる経営課題となっています。

こうした中、注目されているのが「贈賄防止デューデリジェンス(Anti-Corruption Due Diligence)」です。諸外国では既に贈賄防止デューデリジェンスがかなり定着しており、当局によるガイドラインが発表されたり法的義務化されたりするなど、その重要性は益々高まっています。実際、日本でも贈賄防止デューデリジェンスへの取組事例が急増しています。

贈賄防止を巡る国際的な潮流を踏まえつつ、贈賄防止デューデリジェンスの実務的な進め方と、検出されたリスクへの効果的な対応策を体系的かつ明瞭に解説します。企業価値を脅かす贈賄リスクを限りなくゼロに近づけるための具体的な方策をご提示します。

1. 贈賄規制の最新状況

- (1)様々な贈賄リスク
- (2)贈賄に対する国際的な規制強化の動き
- (3)米国FCPAの執行動向ー厳格化の兆しー
- (4)海外進出と第三者起用の必要性
- (5)贈賄防止デューデリジェンスの必要性

2. コンプライアンスデューデリジェンスの全体像

- (1)そもそも「デューデリジェンス」とは？
- (2)コンプライアンスデューデリジェンスの意義
- (3)コンプライアンスデューデリジェンスに関する統計
- (4)米国内務で益々高まる重要性
- (5)コンプライアンスデューデリジェンスの多様性

3. 贈賄防止デューデリジェンスの実践

- (1)贈賄防止デューデリジェンスの普及率
- (2)トリガーイベント：第三者取引・M&A・合弁事業組成・事業提携
- (3)贈賄防止デューデリジェンスの国際的位置づけ
- (4)基本的な考え方ーリスクベース・アプローチに基づく段階的審査ー
- (5)2つの具体的な進め方：単一スクリーニングと段階的スクリーニング
- (6)実務上のティップス（フローチャート、質問票等）

4. 検出された贈賄リスクへの対応

- (1)リスクレベルに応じた対応の必要性
- (2)適切な承認プロセスと記録保持
- (3)契約書の工夫
- (4)贈賄防止体制の採用要請、研修・啓蒙活動
- (5)継続的モニタリング
- (6)M&A完了後のDD再実施と統合(PMI)プロセスにおける改善

5. 終わりに：贈賄防止デューデリジェンスの展望

本セミナーについては、法律事務所所属の方はお申込をご遠慮願います。 ※メールアドレスは講師に開示いたしますのでご了承ください。

【講師紹介】

2011年京都大学法学部卒業、2013年東京大学法科大学院卒業。2014年弁護士登録。2021年カリフォルニア大学バークレー校(LL.M.)修了、2022年ロンドン大学クイーンメアリー校(LL.M. in Technology, Media and Telecommunications Law)修了。2023年米国ニューヨーク州弁護士登録、2025年米国マサチューセッツ州弁護士登録。主な取扱分野は、危機管理・コンプライアンス(特に国内外の贈賄規制及び海外子会社管理)、ヘルスケア関連のコラボレート・M&A。

著作：「ハッチ・ワックスマン法の功罪ー米国の製薬業界を蝕むリバースペイメントの脅威ー」(経済産業調査会、知財ぶろぐ第254号所収、2023年)、「The Japanese Cooperation Agreement System in Practice: Derived from the U.S. Plea Bargaining System but Different」(Brill/Nijhoff, Global Journal of Comparative Law Volume 12 所収、2023年)、『The Pharma Legal Handbook: Japan』(共著、PharmaBoardroom、2022年)、『基礎からわかる薬機法体系』(共著、中央経済社、2021年)、『法律家のための企業会計と法の基礎知識』(共著、青林書院、2018年)ほか。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会
■後援 金融財務研究会
<https://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/keichoken05>
Blog : <https://www.kinyu.co.jp/blog/>



販売期間

2026年5月31日（日）まで

※収録日：2026年3月13日（金）【約2時間】

視聴ページのログインIDを発行後、2週間ご視聴が可能です。
資料は、ログイン後に視聴ページからダウンロードしてご利用いただけます。
（資料の無断複製はご遠慮ください）

参加費

27,000円（消費税を含む）

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき24,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先**経営調査研究会**ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリンヒルビル

TEL 03-5651-2033 **FAX 03-5695-8005****申込方法**

上記ホームページの申込欄からお申し込み下さい。参加申込書を FAX 又は郵送いただいてもお申し込みも承ります。請求書をお送りいたしますので、下記口座にお振込みください。クレジットカードご利用の場合は、質問欄にその旨をご連絡下さい。
ご入金確認次第、視聴用 URL とログイン ID、パスワードをメールでお送りいたします。（但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。）

ご記入いただきました個人情報にはセミナーの開催のために使用させていただきますが、漏洩などがないよう最善の予防、是正に努めます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281

みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

◇クレジットカードは Visa、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club、Discover がご利用いただけます。

切らずにこのままお送り下さい

贈賄防止デューデリジェンスのススメ

—逃れ得ぬ時代の趨勢

【アーカイブ】

FAX 03-5695-8005

◆参加申込書◆

2026年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい 弊社からのお知らせ、メルマガの送信を <input type="checkbox"/> 受信する <input type="checkbox"/> 受信しない クレジットカードをご利用の場合は下記に✓を入れて下さい。 <input type="checkbox"/> クレジットカード利用 セミナーコート 1227a (Law-k901227a)	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail		
	参加者ご氏名	〒		
	部課名			
	部課名	"		
	部課名	"		
	部課名	"		
書類送付先 (同上的場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX		

お申込の翌日には請求書を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。